

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人加藤堯の上告趣意第一点は、憲法三八条一項違反をいうが、運転者の報告義務を規定した道路交通法七二条一項後段が、所論憲法の条項に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和三五年（あ）第六三六号同三七年五月二日判決、刑集一六巻五号四九五頁）の趣旨に徴し明らかであり、右判例はいまなおこれを変更すべきものとは認められないから、所論は理由がない。

同第二点の一は、単なる法令違反の主張であり、同第二点の二は、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年四月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷